

**令和8年度博物館機能強化推進事業
（共創を基軸とした博物館価値発信及び博物館・
企業連携の実証事業）委託業務
総合評価基準**

**令和8年5月19日
文化庁参事官（文化拠点担当）付
博物館振興室**

本資料は、文化庁参事官（文化拠点担当）付博物館振興室が調達する令和8年度「博物館機能強化推進事業（共創を基軸とした博物館価値発信及び博物館・企業連携の実証事業）」委託業務に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 8 年度博物館機能強化推進事業（共創を基軸とした博物館価値発信及び博物館・企業連携の実証事業）委託業務に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方法 [50点]	35	15
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	—
	* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	
	* 1-1-2 博物館振興団体と博物館の特性を的確に捉え、事業の目的・趣旨をよく理解していること。	5	
●	1-2 事業内容の妥当性、独創性	15	5
	* 1-2-1 国の事業として妥当な内容であること。	5	
	* 1-2-2 事業内容が国民一般にとって分かり易いものとなっていること。[事業の実施方法等に創意工夫があれば加点する。]	5	5
	* 1-2-3 仕様書記載の業務内容について全て提案していること。	5	
●	1-3 実施方法の妥当性・独創性	10	10
	* 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	5	5
	* 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。[日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。]	5	5
	2 事業実施主体の適格性 [40点]	25	15
	2-1 実施体制の適格性	10	4
	* 2-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。[効果的な人員体制となっていれば加点する。]	5	4
	* 2-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。	5	
	2-2 知見・専門性等の有無	10	6
	* 2-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。[関連機関との協力体制構築のための幅広い知見・ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。]	10	6
	2-3 実績の有無	—	5
	2-3-1 業務従事予定者が過去に類似の事業等に携わった実績があれば加点する。	—	5
	2-4 経理処理能力の適格性	5	—
	* 2-4-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。	5	

	3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	<p>3-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組</p> <p>3-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>		5
	4 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]	—	5
	<p>4-1 賃上げの表明</p> <p>以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする）</p> <p>4-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>4-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※1 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。</p> <p>※2 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>	—	5
	合 計 [100点]	60	40

令和 8 年度博物館機能強化推進事業 (共創を基軸とした博物館価値発信及び博物館・企業連携の実証事業) 委託業務 に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1 事業の内容及び実施方法				
	1-2-2 事業内容の創意工夫の有無について	5	3	1
	* 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	5	3	1
	* 1-3-2 実施方法に係る日程、人員、作業手順等の効率性について	5	3	1
2 事業実施主体の適格性				
	* 2-1-1 事業遂行のための効果的な人員体制について	4	2	1
	* 2-2-1 関連機関との協力体制構築のための知見・ノウハウの有無について	6	4	2
	2-3-1 業務従事予定者が過去に類似の事業等に携わった実績がについて	5	3	1
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
	3-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について			
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等		複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。	
	・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
	・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3		
	・ 認定段階 3	4		
	・ プラチナえるぼし認定企業	5		
	・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
	○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等			
	・ くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項に掲げる基準による認定）	2		
	・ トライくるみん認定①（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による	3		

	<p>改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定②(平成 29 年 4 月 1 日~令和 4 年 3 月 31 日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条に掲げる基準による認定(ただし、①の認定を除く。)) ・くるみん認定③(令和 4 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日までの基準)(令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。)) ・くるみん認定④(令和 7 年 4 月 1 日以降の基準)(令和 6 年改正省令による新施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定) ・プラチナくるみん認定 ・行動計画(令和 7 年 4 月 1 日以降の基準)策定済(次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)) <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>1</p> <p>4</p>		
<p>4 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p>{ 4-1-1 と 4-1-2 のいずれかを加点するものとする。 }</p>			
	<p>4-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>4-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号)第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。</p>	<p>5</p> <p>5</p>		